

山陽小野田市農業委員会

第33回

総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日午後1時30分から午後2時05分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	4	眞 鍋 喜久夫
	5	前 島 昭 博
	6	二 井 一 夫
	7	重 永 達 記
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	森 田 祐 三

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第136号 農地法第3条 権利の移動

議案第137号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第138号 現況証明願い

報告第61号 水田埋立畑地造成事前申出について

報告第62号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第139号 農用地利用集積計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第 33 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員はありません。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願ひします。本日の議事録署名委員は 13 番森田委員と 14 番松村委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、新型コロナウイルス拡大防止のため、会議時間の短縮を図りたいと思います。</p> <p>委員の皆様へは、すでに文書により、議案等への質問について、事前通告をお願いしています。事前通告のあった質問については、議案説明の中で回答することとし、本日の総会では質疑応答の時間は設けませんので御協力の程よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 136 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。</p>
局長	<p>なお、番号 56、番号 57 及び議案第 138 号「現況証明願ひ」番号 31 は、いずれも関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件です。</p> <p>議案第 136 号番号 56、番号 57 及び議案第 138 号「現況証明願ひ」番号 31 について議案書をもとに一括して説明します。</p> <p>議案書 1 ページをご覧ください。譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。番号 56 の地目は畑、面積は 389 m²、番号 57 の地目も畑、面積は 288 m²です。位置図は 2 ページ及び 4 ページ、公図は 3 ページ及び 5 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、総合事務所から西へ、約 2.4km から約 2.5km までの間に位置する農用地外の農地です。譲受人の耕作面積は、番号 56 の譲受人は 10,306 m²、番号 57 の譲受人は 7,658 m²で、いずれも自作です。</p> <p>権利設定等の事由は、所有者が平成 16 年 2 月 6 日に死亡し、相続人不存在の状態であったところ、平成 27 年に利害関係人から相続財産管理人選任の申立てが山口家庭裁判所にあり、民法第 952 条の規定によ</p>

り相続財産管理人が選任されたもので、この度、いずれの譲受人も近隣農地の耕作者で、荒廃して近隣に迷惑を及ぼすことが無いよう、譲り受けて耕作したいとの申出があり、同裁判所から許可を得て、相続財産管理人が譲り渡すものです。いずれも、農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は582.76㎡です。位置図は25ページ、公図は26ページをご覧ください。申請地は、山陽総合事務所から西へ約2.5km、農用地外です。

本件は、先の説明のとおり、相続人不存在で管理がされないまま荒廃し、山林の様を呈していたところ、相続財産管理人が選任され、同人が現況地目に合致させるため、この度、非農地証明を願い出たものです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8番 現地の報告をさせていただきます。番号56から説明させていただきます。議案書2,3ページをご覧ください。現地の位置につきましては、事務局から説明がありましたので省略させていただきます。3月5日に事務局2名と二井委員、私の4名で確認させていただきました。周辺の状況は西と南側が道路で北側が宅地、東側は藪となっていました。申請地の状況は保全管理中の畑でした。譲渡人は既に亡くなっており相続財産管理人が売買で譲渡するようです。譲受人は1ha以上耕作しており、農業機械も揃っていることから特に問題はありません。続いて番号57に移ります。4ページをご覧ください。周辺の状況は周りが畑で、耕作中と保全管理中が入り混じっています。申請地の状況は2696-1が保全管理中の畑で一部が竹藪になっておりました。2684-3は畑となっています。番号56と同様に譲渡人が亡くなられ、相続財産管理人により売買されます。譲受人は0.7haを耕作中で農業機械等も揃っており耕作可能です。所有地の近隣であり、経営規模を拡大したいとの事で譲り受けられるそうです。続いて現況確認の報告を行います。25ページをご覧ください。申請地は平成6年ごろから雑草が繁殖し、平成16年には所有者が亡くなり現在に至るまでそのまま放置され、荒廃したようです。周辺の状況は宅地や畑ですがこの一角だけは母屋が崩れ、木や蔓が生い茂り、荒廃地化しています。申請地の状況は木々が大きく成長し、山林の様相を呈しています。以上の事から農地性はないと判断しました。以上で現地調査報告を終わります。

議長 それでは採決に入ります。議案第136号番号56、同じく番号57及び議案第138号番号31に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)
全員賛成により承認することとします。
次に番号 58 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 136 号番号 58 について議案書をもとに説明いたします。
譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。
地目は田、面積は 3,743 m²です。
位置図は 6 ページ、公図は 7 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から北東へ約 1.6 k m に位置する農用地内の農地
です。
譲受人の耕作面積は 36,645 m²で、自作です。
権利設定等の事由は、農業経営規模を拡大したい譲受人の要望に、
高齢等により耕作が困難となり農業経営規模を縮小したい譲渡人が応
じたものです。
譲受後は水稻を栽培する予定です。
贈与による所有権の移転になっております。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満
たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
6 番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は周りが全て田で耕
作中でした。申請地の状況は田で、耕作中でした。譲渡人は高齢のた
め維持管理が困難で、譲り渡すとの事でした。譲受人は 3.6ha を耕作
中で経営規模を拡大したいとの意向があり、譲り受けるそうです。以
上で現地調査報告を終わります。

議長 それでは採決に入ります。議案第 136 号番号 58 に賛成の方の挙手を
求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により承認することとします。
次に番号 59 は、報告第 61 号「水田埋立畑地造成事前申出につい
て」番号 16 と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 136 号番号 59 は、報告第 61 号「水田埋立畑地造成事前申出
について」番号 16 と関連しますので、議案書をもとに一括して説明し
ます。
議案書 1 ページをご覧ください。譲受人・譲渡人、土地の表示等
は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 3,743 m²です。位置
図は 8 ページ、公図は 9 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から北東へ約 2.5 k m に位置する農用地外の農地

です。

譲受人の耕作面積は 3,344 m²で、自作です。

権利設定等の事由は、農業経営規模を拡大したい譲受人の要望に、体力面等で耕作が困難となった譲渡人が応じたものです。

売買による所有権の移転となっております。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

なお、農地法第 3 条の許可と同時に水田埋立畑地造成を行うため、報告第 61 号番号 19 の水田埋立畑地造成事前申出が提出されました。

議案書 29 ページをご覧ください。申出人、土地の表示等は議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 3,743 m²です。位置図は 30 ページ、公図は 31 ページをご覧ください。

申出地は、議案第 136 号番号 59 の申請地です。

本件は、届出人が所有する畑と隣接することから、約 1.0m 程度埋立てを行い、畑地にしてキウイ、レモン、イチジク、ブルーベリー及びみかんを栽培しようとするものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6 番

現地の報告をさせていただきます。3 条の 59 番から説明させていただきます。周辺の状況は西側が農道で南側が水路、東側が竹藪で北側が保全管理となっております。510-1 は畑地造成で埋立中です。申請地の状況は保全管理中でした。譲渡人は労力不足によりしばらく耕作していないため譲渡するそうです。譲受人は 33a 耕作中で経営規模を拡大するそうです。続いて畑地造成の方の報告をいたします。申請地の状況は全て保全管理中でした。雨水に関しては全て農業用排水路に放出し、埋立は 1m 程度埋立を行い、法面処理は土羽です。境界については畦畔等で確認しています。以上の事から特に問題ないと思います。現地調査報告を終わります。

議長

それでは採決に入ります。議案第 136 号番号 59 に賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により承認することとします。

また、報告第 61 号番号 16 の審議を終了します。

次に議案第 137 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件です。

議案第 137 号番号 141 について議案書をもとに説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑及び田、面積は627㎡です。位置図は11ページ、公図は12ページ、土地利用図は13ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北西へ約2.3kmに位置する第1種農地です。転用目的は、駐車場及び資材置場の設置です。

申請の理由は、隣接する宅地と建物を土木警備用の事務所等として購入したため、当該事務所等の用地と一体利用ができる申請地に社用車及び従業員の駐車場並びに資材置場を設置したい譲受人の要望に、遠隔地に居住するため管理ができず、宅地と一括して申請地を処分したい譲渡人が応じたものです。契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。本件は、第1種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第33条第4項に該当し、許可の対象となるものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8番 現地調査報告をさせていただきます。周辺の状況は両側が宅地で、畑の南側は既設水路でした。西側は市道です。申請地の状況は畑と果樹園となっていました。雨水処理に関しては南側の既設水路に排水します。埋立法面の処理は西側の市道と同じ高さまで埋めて、南側水路の部分のみ土羽となります。申請地への進入路の位置は図面南側の既存建物の位置から入り、幅員は4mです。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界については既設構造物で確認しています。以上の事から問題はないと思います。報告を終わります。

議長 それでは採決に入ります。議案第137号番号141に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することとします。

次に番号142について事務局の説明を求めます。

局長 議案第137号番号142について議案書をもとに説明いたします。

借受人、貸付人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は249㎡です。位置図は14ページ、公図は15ページ、土地利用図は16ページから18ページまでをご覧ください。

申請地は、南支所から北東へ約1.1kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請の理由は、現在、親子2世代で同居しているが、子供の成長などで手狭となったため、父親の所有する申請地を使用し、自己用住宅を建設したい借受人の要望に、用途地域内の農地でもあり、耕作する予定がない貸付人が応じたものです。

契約の種別は、使用貸借となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は北と南側が宅地で東側が畑、西側が道路となっております。申請地の状況は雑種地でしたが昨年まで畑として耕作をしていたそうです。雨水処理に関しては道路側溝に排水します。汚水に関しては公共下水道で処理します。申請地への進入路の位置は図面西側です。境界については境界杭と既設構造物で確認しています。以上の事から特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。

議長 それでは採決に入ります。議案第137号番号142に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することとします。

次に番号143については、議案第138号「現況証明願いについて」番号32と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第137号番号143については、議案第138号「現況証明願いについて」番号32と関連しますので、一括して説明します。

議案書10ページをご覧ください。借受人、貸付人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は17㎡です。位置図は19ページ、公図は20ページ、土地利用図は21ページから23ページまでをご覧ください。

申請地は、南支所から南へ約0.3kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

転用目的は自己用住宅の建設です。

申請の理由は、子供の成長などで現在の住居が手狭となったことから、父親が所有する宅地と隣接する申請地を一体利用し、自己用住宅を建設したい借受人の要望に、すでに耕作を行っていない貸付人が応じたものです。

契約の種別は、使用貸借となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考え

られます。

なお、本件は、農地であることを知らず、申請に先行して宅地造成が行われたもので、今後は農地法を遵守する旨の誓約書が提出されています。

また、本件に合わせ、隣接する農地について、現況証明願いが提出されていますので、このまま説明を続けさせていただきます。議案第138号番号32について議案書をもとに説明いたします。

議案書24ページをご覧ください。申請人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は46㎡です。位置図は27ページ、公図は28ページをご覧ください。

申請地は、南支所から南へ約0.3km、農用地外にあります。

本件は、昭和58年頃に申請人の母親が車庫を建設し、現在に至っております。すでに宅地となっており、農地性は無いため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6番

現地の報告をさせていただきます。現地の位置等につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。まず農地法第5条の123番について報告させていただきます。周辺の状況は宅地となっています。申請地の状況は家と車庫の通路となっています。境界については境界杭で確認しています。続いて現況証明願いの32番に移ります。申請地の状況は40年ほど前から車庫が建っていたようです。周辺の状況は宅地です。申請地の状況は車庫が建っていて農地性はありませんでした。以上の事から特に問題はないと思います。これで報告を終わります。

それでは採決に入ります。議案第137号番号143及び議案第138号番号32に賛成の方の挙手を求めます。

議長

全員賛成により承認することとします。

次に報告第62号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号140から142までの3件で、現契約を合意により解約するものです。

局長

報告第62号の審議を終わります。

次に、議案第139号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

議長

議案第139号「農用地利用集積計画」について議案書をもとに説明します。

局長 今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 13 番から 25 番までの 13 件、23 筆、32,515 m²でございます。

それでは採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成で、議案第 139 号は原案どおり決定することとします。

議長 以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

次回の現地調査は、4月6日(月)9時から、齊藤委員、五十嵐委員でお願いします。

局長 第 34 回総会は、4月10日(金)13時30分からで、会場は保健センター集団指導室です。

以上をもちまして第 33 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

議長 (起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 5 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

13 番委員

議事録署名委員

14 番委員